113598	髙橋日出男	113599	相澤　廣	113672	中村　匡志
113600	原　豊實	113601	髙橋　広幸	113674	山本　浩幸
113602	江口　二郎	113603	橋本　丈	113676	水口　克巳
113604	清水　茂一	113605	坂本　勝雄	113678	井嶋　弘和
113606	井上　雅子	113607	山口　祥次	113680	横井　信幸
113608	秋原　静江	113609	髙細　和行	113682	渡辺　孝司
113610	森口　正英	113611	木林　雅人	113684	宮内　正敏
113612	小林　俊二	113613	上田　初幸	113686	金森　文質
113614	世木　俊一	113615	西澤小百合	113688	中島　寛子
113616	北谷　真也	113617	西川　吉典	113690	香三　正博
113618	大塚　隆史	113619	檜山　洋子	113692	森下　裕一
113620	髙吉健三郎	113621	福島　信一	113694	佐々木幸夫
113622	中谷　智哉	113623	中礒亜由美	113696	岡谷　洋志
113624	齋藤　紀子	113625	李　基成	113698	三浦　文昭
113626	中村　洋子	113627	栗栖　継	113700	堀江　賢一
113628	鳥田　一葉	113629	吉田　将太	113702	藤澤　崇史
113630	村木　雅直	113631	加藤　慎一	113704	東　泰三
113632	岩本　昌子	113633	花谷　隆之	113706	深野真紀子
113634	柏原　京介	113635	藤原　拓哉	113708	大久保征太郎
113636	中島　孝一	113637	有田　繁実	113710	山田　光一
113638	坂東不可止	113639	友松　悦子	113712	和泉　純
113640	杉本　革	113641	邊見　篤史	113714	髙原　安徳
113642	寺田枝里子	113643	中間　順一	113716	西園　廣一
113644	平山　智美	113645	岡　朋子		
113646	碧山　雄貴	113647	春木　直仁		
113648	小原　正博	113649	近藤　憲昭		
113650	森　豊	113651	菅原　賢司		
113652	千田　初	113653	山口　輝		
113654	佐々木覚亮	113655	佐藤　重幸		
113656	髙橋由紀廣	113657	波多江幸代		
113658	山口　芳正	113659	野中　貴憲		
113660	村上由美子	113661	笠井　永寿		
113662	李　順蓮	113663	小栗　香奈		
113664	岡本　郁	113665	佐治　英樹		
113666	森島　実加	113667	妹尾　明宏		
113668	近藤　丈行	113669	森藤　利明		
113670	町谷　昌治	113671	渡邉由美子		
113673	上條佳生留				
113675	大国　光大				
113677	渡邉　洋二				
113679	堀田　孝				
113681	米山　道好				
113683	青山　聡				
113685	木村　紀代				
113687	丸尾　脩作				
113689	山田　純也				
113691	井上　武美				
113693	沼田　哲夫				
113695	長畑　努				
113697	白石　雅子				
113699	吉本　智				
113701	菅　英人				
113703	田中　利親				
113705	久保　裕子				
113707	呂生　正之				
113709	木村　聡				
113711	若松　進介				
113713	木村　俊宏				
113715	富田　正壽				
113717	仲吉　司				

公示送達

河辺　幸雄氏が本会から送達を受けるべき下記の文書は、本会が保管しており、申出があればいつでも交付します。

なお、日本弁護士連合会綱紀審査会及び綱紀審査手続に関する規程第10条第３項の規定により、本会がこの旨を本会の掲示場に掲示した平成21年７月10日の翌日から起算して14日を経過したときに下記の文書の送達があったものとみなします。

記

日本弁護士連合会綱紀審査会平成21年（コシ）第44号事件の決定通知及び決定書謄本

平成21年７月10日　　日本弁護士連合会

特定計量器型式承認

日本電気計器検定所公告第21―５号

電気計器の型式について、平成21年６月25日次のように承認したので、計量法（平成４年法律第51号）第159条第４項の規定により公示する。

平成21年６月25日

日本電気計器検定所
理事長　山下　弘文

型式承認番号	計器の種類	型の記号	製造事業者名	使用回路の相及び線式	定格値		
					電圧（V）	電流（A）	周波数（Hz）
第3489号	普通電力量計	Ａ５ＰＡ―Ｒ	大崎電気工業株式会社	交流単相２線式	100，200	30	50，60
第3490号	普通電力量計	Ｔ３Ｈ―Ｒ	株式会社トーヨーネグレー	交流単相２線式	100，200	30	50，60

「日弁連ひまわり基金」支出に関する規則の一部改正公告

「日弁連ひまわり基金」支出に関する規則（規則第七十一号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十年六月十九日　　日本弁護士連合会

「日弁連ひまわり基金」支出に関する規則（規則第七十一号）中一部改正

「日弁連ひまわり基金」支出に関する規則の一部を次のように改正する。

第七条に次の一項を加える。

5　弁護士法人であって、偏在解消のための経済的支援に関する規則第二十一条第一項に基づく貸付けを受けた弁護士は、第一項の貸付けを重複して受けることができない。

6　第七条の二に次の一項を加える。

弁護士法人は、第一項の貸付けを重複して受けることができない。

附　則

第七条第五項及び第七条の二第六項の改正規定は、平成二十年六月十九日から施行する。

弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規則の一部改正公告

弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規則（規則第百二十二号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十年六月十九日　　日本弁護士連合会

弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規則（規則第百二十二号）中一部改正

弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規則（規則第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号ハ及びニ中「又は第二十二条」を「、第二十二条又は第二十七条」に改める。

第九条第一項第一号中「に定着している期間」の下に「、公設事務所弁護士に就任していた期間及び常勤スタッフ弁護士に就任していた期間のいずれも」を加え、同項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とする。

3　第二十三条に次の一項を加える。

「日弁連ひまわり基金」支出に関する規則第七条第一項に基づく貸付けを受けた弁護士は、第一項の貸付けを重複して受けることができない。

第二十五条中「又は第二項」を削る。

第二十八条を第三十四条とし、第二十七条を第三十三条とし、第二十六条を第三十二条とし、第二十五条の次に次の六条を加える。

（偏在対応常駐従事務所開設支援補助金の貸付け）

第二十六条　本会は、管内偏在解消対策地区に従たる法律事務所（弁護士が常駐しないものを除く。以下「偏在対応常駐従事務所」という。）を開設しようとする弁護士法人に対し、偏在対応常駐従事務所の開設及びその運営を支援するため、補助金（以下「偏在対応常駐従事務所開設支援補助金」という。）を貸し付けることができる。

2　偏在対応常駐従事務所開設支援補助金の額は、三百五十万円を上限とする。

3　偏在対応常駐従事務所開設支援補助金の貸付けは、無利息とする。